

個人タクシー法令試験問題

平成27年11月22日

関東運輸局

- (注意事項) 1 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）」とする。
- 2 本試験問題中「事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）」とし、また、「タクシー」とあるのは「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1～40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. タクシー運転者は、乗務の開始時及び終了時において走行距離計に表示されている走行距離の積算キロ数を乗務記録に記録しなければなりません。
2. 個人タクシー事業者が、1個の契約により営業区域内で乗車した3人の旅客のうち、1人を営業区域内で下車させ、残りの2人を営業区域外の別々の場所で下車させる運送行為は、道路運送法違反ではありません。
3. 個人タクシー事業者は、業務中に疾病によりタクシーの運転を継続することができなくなる自動車事故を引き起こした場合、死傷者が生じていなければ自動車事故報告書を提出する必要はありません。
4. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金は、いかなる場合でも、運賃料金メーター器の表示額によることが規定されています。
5. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、旅客の運送を容易に継続することができるときは、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。
6. 道路運送車両法に規定されている自動車の乗車定員を超える旅客の運送を申し込まれたときは、道路運送法の規定により、運送の引受けを拒絶することができます。

7. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはなりません。天災その他やむを得ない事由があるときは、この限りではありません。
8. タクシー事業者は、旅客を運送中運行を中断したときは、当該旅客を出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければなりません。
9. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を半年間保存しなければならないことが定められています。
10. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示しても従わない場合、当該旅客に対し運送の継続を拒絶することができます。
11. 輸送実績報告書の事故件数は重大事故件数のみ記載することとなっています。
12. 事業用自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務があります。
13. 事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合に限り、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをすることができます。
14. 個人タクシー事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」を毎事業年度の経過後100日以内に、「輸送実績報告書」を毎年5月31日までに提出しなければなりません。
15. 道路運送法の目的には、利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することが含まれています。
16. タクシー運転者が「回送板」を掲出しなければならない場合は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合に限られます。
17. 一般乗用旅客自動車運送事業のサービス指定予約料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とされています。

18. 死亡事故を起こしても被害者側と示談が成立する見込みがある場合又は直ちに示談が成立した場合は、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出は、行わなくてもかまいません。
19. 一般乗用旅客自動車運送事業者が事業を廃止をしたときは、その日から30日以内に届出をしなければなりません。
20. 地方運輸局長は、道路運送法の規定で、法律の施行に必要な限度において一般旅客自動車運送事業者に事業に関する報告をさせることができることとされています。
21. 事業者は、事業計画のうち自動車車庫の位置又は収容能力を変更しようとするときは、認可を受けなければなりません。
22. 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することはできません。
23. 事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を運行を管理する営業所において3年間保存しなければなりません。
24. 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款において、事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負うものと定められています。
25. 自動車の売買による所有者の変更の場合、道路運送車両法の規定に基づきその事由があった日から15日以内に移転登録の申請をしなければなりません。
26. 整備工場への運行等、旅客の運送を目的としない場合には、年齢、運転の経歴その他政令に定める要件を備えた者でなくてもタクシーを運転することができます。
27. 事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には、変更を必要とする理由を記載しなければなりません。
28. タクシー事業者が旅客を運送中に事故に遭遇し旅客が負傷した場合、事故の過失の度合いによって旅客を保護する責任は免れます。

29. 付添人を伴わない重病者であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。
30. 個人タクシー事業者の場合には、事業用自動車の使用停止処分を受けた場合でも、自動車登録番号標の領置を受けるべきことを命ぜられることはありません。
31. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更について国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければなりません。
32. タクシー乗務員は、旅客を運送中にタクシー車内で喫煙することはできません。
33. 事業者は、天災その他の事故により、旅客が負傷（重傷）したときは、すみやかに、その旨を家族に通知しなければなりません。
34. 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者であっても、当該期限更新の申請前1年以内に公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診する必要はありません。
35. 道路運送法には、一般旅客自動車運送事業者は、事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならないことが規定されています。
36. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく指定地域内のタクシー事業者が、当該指定地域内の営業所にタクシーを配置しようとするときは、あらかじめ当該自動車について自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を行政庁に届け出なければなりません。
37. 適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）から、適正化業務の経費に充てるための負担金の納付に係る通知を受けた個人タクシー事業者は、当該負担金を納付しなければなりません。
38. タクシー業務適正化特別措置法に基づく個人タクシー事業者乗務証は、タクシーの前面ガラスの内側に、個人タクシー事業者乗務証の表をタクシーの外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように表示しなければなりません。

39. 個人タクシー事業者は、事業者乗務証の記載事項に変更があったときは、当該変更があった日から1ヵ月以内にその訂正を受けなければならないことが、タクシー業務適正化特別措置法施行規則に規定されています。

40. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づくタクシー乗車禁止地区においては、何時であっても指定されたタクシー乗り場以外で旅客を乗車させることはできません。

II 次の条文の41から45までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(旅客自動車運送事業運輸規則)

第四十五条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 事業用自動車の構造及び（ 41 ）並びに運行する（ 42 ）の状況、走行距離等の（ 43 ）の条件を考慮して、（ 44 ）に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備をすること。

二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを（ 45 ）すること。

ア 定期	イ 区域	ウ 保存
エ 車載工具	オ その他	カ 道路
キ 報告	ク 装置	ケ 日常
コ 使用		

個人タクシー地理試験問題

平成27年1月22日
関東運輸局

問1 次の(1)から(10)は、施設と鉄道の駅名です。3つの中から施設に最も近い駅名を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- | | | | |
|----------------------|----------|-----------|--------|
| (1) 国立国会図書館 | 1 永田町駅 | 2 国会議事堂前駅 | 3 霞が関駅 |
| (2) 花王株式会社 | 1 茅場町駅 | 2 日本橋駅 | 3 八丁堀駅 |
| (3) 大森税務署 | 1 大森町駅 | 2 池上駅 | 3 大森駅 |
| (4) 東京電機大学東京千住キャンパス | 1 千住大橋駅 | 2 牛田駅 | 3 北千住駅 |
| (5) 杉並郵便局 | 1 阿佐ヶ谷駅 | 2 南阿佐ヶ谷駅 | 3 西永福駅 |
| (6) 三鷹市役所 | 1 三鷹駅 | 2 三鷹台駅 | 3 武蔵境駅 |
| (7) 荒川税務署 | 1 新三河島駅 | 2 三河島駅 | 3 日暮里駅 |
| (8) 帝京平成大学中野キャンパス | 1 東中野駅 | 2 中野坂上駅 | 3 中野駅 |
| (9) 医療法人社団大坪会 東都文京病院 | 1 本郷三丁目駅 | 2 湯島駅 | 3 根津駅 |
| (10) 練馬区立勤労福祉会館 | 1 石神井公園駅 | 2 大泉学園駅 | 3 練馬駅 |

問2 次の(1)から(5)は、幹線道路の主な経由地です。正しい経由地名を下段から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

「幹線道路名」

(主な経由地)

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 駒沢通り | 鎗ヶ崎→中目黒立体交差→(1)→五本木→駒沢陸橋 |
| (2) 玉川通り | (2)→三軒茶屋→上馬→駒沢大学駅前→新町一丁目 |
| (3) 北本通り | 王子四丁目→(3)→志茂五丁目→赤羽→新荒川大橋 |
| (4) 三ツ目通り | 緑三丁目→石原三丁目→本所三丁目→(4)→言問橋東 |
| (5) 江戸通り | 蔵前一丁目→(5)→駒形橋西詰→花川戸三丁目→言問橋西 |

【経由地名】

1	三宿池尻	2	祐天寺前	3	溝田橋	4	吾妻橋交番前	5	三宿
6	厩橋	7	横川交番前	8	厩橋東詰	9	目黒郵便局前	10	宮堀

問3 次の(1)から(5)は、旅客から高速道路を利用しての運送の申込です。それぞれの運送に適した、申込場所から最も近い距離にある高速道路入口名を下段から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

注：「運送に適した」には、渋滞等の交通状況を考慮しない。

(運送申込場所から目的地まで)

- (1) 公益財団法人日本美術刀剣保存協会刀剣博物館から八王子市役所まで
- (2) 豊島区立上池袋図書館から横浜駅まで
- (3) 医療法人社団同愛会病院から東京駅まで
- (4) 葛飾年金事務所から東京国際空港(羽田空港)まで
- (5) 東京都現代美術館から東京都庁まで

【高速道路入口名】

1	東池袋R P	2	清新町R P	3	小菅R P	4	初台R P	5	小松川R P
6	富ヶ谷R P	7	新木場R P	8	北池袋R P	9	木場R P	10	四つ木R P

問4 下記(1)及び(2)の地図は、都内の一部の略図です。解答欄にある各々の施設の所在地をさがし、番号を解答欄に記入しなさい。

(1) 港区

1. 日本学術会議
2. 公益財団法人根津美術館
3. 高輪郵便局
4. 東京慈恵会医科大学付属病院
5. ホテルアジア会館

(2) 新宿区

1. パークハイアット東京(新宿パークタワー内)
2. 新宿区牛込保健センター
3. 工学院大学新宿キャンパス
4. 新宿区立新宿スポーツセンター
5. 独立行政法人地域医療機能推進機構
東京山手メディカルセンター

(1) 港区



(2) 新宿区

